

阿見町産学官民連携プラットフォーム実施要領

(目的)

第1条 阿見町 SDGs 未来都市計画に基づき、町内の企業・大学等（以下、「産学民」という。）の持つ知見及び技術を生かし、町の課題解決を促進する。

(概要)

第2条 町が解決すべき課題を提示し、産学民から解決策の提案を募集し、町と産学民との連携による課題解決の仕組みを構築する。

(提案者)

第3条 提案内容を自ら遂行することができる、町内に所在する下記の者が提案する。

- (1) 企業（個人事業主を含む）、金融機関等
- (2) 大学、病院等
- (3) NPO 法人、ボランティア団体、行政区等

(提案の流れ)

第4条

(1) 課題の提示

町公式 web サイトにより提案を募集する課題を公表する。

(2) 提案

提案者は、いばらき電子申請・届出サービスにより、必要事項及び提案内容を送信する。

(3) 採択

送信された提案について、町の担当課は必要に応じて提案者と協議を行い、実施の可能性を検討する。採択の可否は SDGs 推進本部会議を経て決定する。

(4) 予算化

採択された提案について、町の担当課は必要に応じ提案の実施に係る予算を計上する。

(5) 公表

採択された提案について、内容及び提案者を公表する。

(提案の要件)

第5条

(1) 提案に求められる条件

以下の要件の全てを満たす提案を募集する。

ア 課題解決効果：町が提示する課題に対し、直接的な効果が見込めること

イ 知見の活用：産学民ならではの発想、知見、または技術を活用し、効果向上または

経費削減の工夫がされていること

ウ 実現性：実現までの工程が明確であること

(2) 非該当項目

次に該当する場合、提案不可とする。

ア 法令や公序良俗に反する提案

イ 町の条例や規則に反する、又は抵触する提案

ウ 宗教的な要素、政治的な主張が含まれる提案

(3) 留意事項

ア 提案の実施にあたり、入札または公募等の手続きが必要となる場合がある。

イ 提案者が提案に要した費用を町は負担しない。

(庶務)

第6条 本制度等は、町長公室 政策企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。